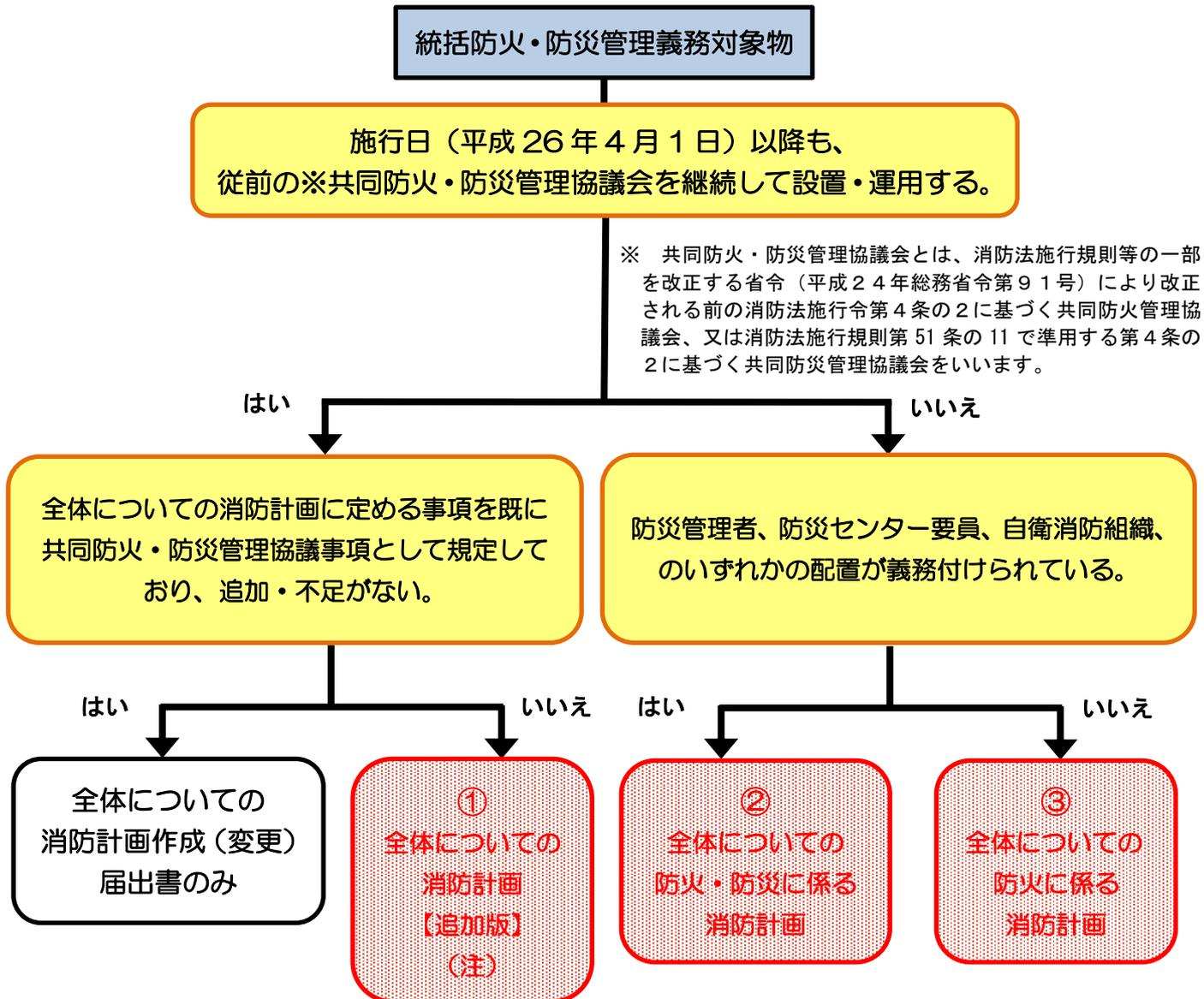


全体についての消防計画 届出フローチャート



（注） ①全体についての消防計画は、該当する防火対象物等に応じて、「全体についての防火管理に係る消防計画【追加版】」、又は「全体についての防火・防災管理に係る消防計画【追加版】」のいずれかを作成し、届出をしてください。

※ 共同防火・防災管理協議事項…消防法施行規則の一部を改正する省令（平成24年総務省令第91号）により改正される前の共同防火管理協議会又は共同防災管理協議会において作成されたものです。

※ 全体についての消防計画においては、改正される前の共同防火・防災管理協議事項に定める事項に追加して、

1. 防火対象物等の管理について権原を有する者の当該権限の範囲に関すること。
2. 防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な業務の一部が当該防火対象物等の関係者及び関係者に雇用されている者（当該防火対象物等の部分の関係者及び関係者に雇用されている者を含む。）以外の者に委託されている対象物にあっては、当該防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所並びに当該受託者の行う防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な業務の範囲及び方法に関すること。

を定めることとされています。

（消防法施行規則第4条第1項及び消防法施行規則第51条の11の2で準用する消防法施行規則第4条第1項）

全体についての消防計画の届出要領

届出については、全体についての消防計画作成（変更）届出書の管理権原者の欄の記入方法に応じた届出要領を確認して手続きを行ってください。

A 主要な者等による届出

	届出に必要な者	具体的な届出書類（方法）等	備 考
①	全体についての消防計画作成（変更）届出書 （別記様式第1号の2の2の2） （消防法施行令第4条第1項）	届出者の欄は、「主要な者等」の代表者の住所、氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）を記入します。	* 届出書は、正副（2部）必要となります。 * 添付する書面は、原本の写しを添付してください。
②	管理権原者として選任義務を果たしている旨を確認できる契約書等 （消防法第8条の2第1項）	◆管理権原者一覧 ※ 統括防火・防災管理者の選任届出を連名により届出ている場合には、「契約書等」の写しを添えてください。 ※ 「管理権原者一覧」は、③の「全体についての消防計画」に記載されていることをもって省略できます。	
③	全体についての消防計画 （消防法施行規則第4条第1項）	「全体についての消防計画 届出フローチャート」に示す①から③までのうち、該当する全体についての消防計画を添付します。	

※ 届出様式等のダウンロード及び記入例は、春日井市消防本部のホームページを参照してください。

B 連名による届出

	届出に必要な者	具体的な届出書類（方法）等	備 考
①	全体についての消防計画作成（変更）届出書 （別記様式第1号の2の2の2） （消防法施行令第4条第1項）	届出者の欄は、「別紙のとおり」と記入し、各管理権原者の住所、氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）を記入した「管理権原者一覧」を添付します。	* 届出書は、正副（2部）必要となります。
②	全体についての消防計画 （消防法施行規則第4条第1項）	「全体についての消防計画 届出フローチャート」に示す①から③までのうち、該当する全体についての消防計画を添付します。	

※ 届出様式等のダウンロード及び記入例は、春日井市消防本部のホームページを参照してください。